

令和 年 月 日 (宛先) 紀宝町長		給(特別徴収義務者)	名称(氏名)	〒										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		特別徴収義務者指定番号	
			所在地(住所)											宛名番号			
			個人番号 又は法人番号														
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		1月1日から退職時までの給与支払額						
	氏名	(旧姓)						1. 退職	1. 特別徴収継続 ↳ ②を記入		円						
	個人番号							2. 転勤	2. 一括徴収 ↳ ①を記入 ※1		控除社会保険料額						
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日			3. 退職	3. 普通徴収(個人納付) 後日、市町より本人あてに納付書を送付します		円						
	1月1日現在の住所							4. 長期欠勤									
現住所							5. 死亡										
								6. その他 ※2 (a・b・c)									

①給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合等は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		※町記入欄
1. 異動が令和 年12月31日までで、本人から申出があったため (月 日申出)			徴収予定額	合計(上記(ウ))と同額	
			円	円	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため			円	円	
一括徴収した税額は、					
□月分(□月□日納期限分)で納入します。					

②給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を □月分から徴収 することで連絡済です。	(新特別徴収義務者)	名(氏名)	〒		特別徴収義務者指定番号	
		所在地	〒		新規	
		【担当者】係	氏名	電話	納入書不要の場合は○をつけてください。	
					○	

※1 地方税法第321条の5第2項の規定により退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務づけられています。

※2 a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている b. 給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある c. 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

※3 平成28年12月31日以前に給与の支払を受けなくなった者に係る届出については法人番号(個人番号)の記載は不要です。平成29年1月1日以後の届出については法人番号(個人番号)の記載が必要です。